

京都府戦略的地震防災対策指針の評価【概要】

政策目標	評価の概要	新たな課題
<p>1 地震に強い京都のまちづくりを進める</p> <p>府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路の整備等による防災空間の確保等「地震に強い京都のまちづくり」を進める。 また、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進め、「地震に強い京都のまちづくり」を進める。</p>	<p>◇公共施設や災害拠点病院、社会福祉施設の耐震化は進捗 ◇緊急輸送道路の道路橋、重要駅、港湾施設の耐震化やライフライン事業者による耐震対策が進捗 ◆私立学校や医療機関等の耐震化は不十分 ◆大規模建築物等の耐震化、密集市街地解消、老朽化したため池の改修、河川改修の迅速な取組が必要 ◆京都府森林の適正な管理に関する条例制定を踏まえ、森林における災害防止対策を今後とも継続することが必要 ◆土砂災害警戒区域、緊急輸送道路の法面对策、上下水道の管路、し尿処理施設の耐震化は長期的取組が必要</p>	<p>●府・市町村はH28までにアセットマネジメントを取り入れた公共施設等総合管理計画を防災の視点を踏まえて策定する必要 ●非構造部材の耐震対策が新たな検討課題（吊り天井対策率9.7%（全国3.0%）） ●国がまとめた密集市街地の解消、大規模盛土造成地耐震補強に係る新たな取組が必要 ●京都BCP推進のため、行政と事業者が連携して効果的な復旧のあり方について検討が必要</p>
<p>2 地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る</p> <p>府民のくらしの基盤である住宅の耐震化に重点的に取り組み、「地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る」取組を進める。</p>	<p>◇住宅耐震診断や改修制度の市町村での実施が定着 ◇災害後の仮住まいの確保の取組が進捗しつつある ◆住宅耐震化、家具固定が目標不達成 ◆仮住まい確保について具体的な運用の取り決めや入居に至るまでの実効性を高めるための訓練等が必要 ◆住宅再建共済制度が未創設</p>	<p>●住宅耐震化、家具固定など府民による取組を促進するため、耐震診断等に結びつける効果的な啓発事業等の推進が必要</p>
<p>3 地震に強い京都の人づくりを進める</p> <p>地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図り、さらにNPO等の活動支援を強化する。 府・市町村は、OB職員の活用、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震に強い京都の人づくり」を進める。 なお、京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある東南海・南海地震については、東海地震と連動して発生する可能性が指摘されることから、東海地震関連情報及び警戒宣言等発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。また、これらの取組に当たっては、女性の参画の促進に努める。</p>	<p>◇各種の広報・啓発や自主防災リーダーへの研修、学校での防災訓練・教育の取組が定着化 ◇東日本大震災や府南部豪雨、平成25年台風第18号、平成26年8月豪雨等の相次ぐ災害により、府民意識が確実に高揚 ◇男女共同参画（ガイドライン作成、意見交換会を踏まえた地域防災計画の見直し等）の総合的な防災対策、ボランティアセンターの機能強化が進捗 ◆人づくりを進めるためには、取組を継続していくことが必要 ◆防災意識、備蓄状況の実態を把握していくことが必要 ◆教師に対する防災研修等による防災教育の質の向上、私立学校における防災教育の取組について把握が必要 ◆企業における防災対策の強化が必要</p>	<p>●府として各種ハザード情報を整理・統合して、ホームページ等で府民に情報提供していくことが必要 ●人口減、高齢化に対応するため、自主防災リーダー等自主防災組織に若年層が参加することが必要 ●府、市町村、住民が連携しながら、まちづくりの段階から防災上の課題に取り組んでいくことが必要</p>

政策目標	評価の概要	新たな課題
<p>4 行政の危機対応能力の向上を図る</p>		
<p>災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を構築するとともに、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関との連携強化を図る。また、被災しても早期復興できるよう、事前の準備を進める。</p>	<p>◇新防災情報システムの稼働、各機関による初動体制やマニュアルの整備、実践的な訓練、ボランティアセンター等関係機関との連携、関西広域連合等との広域的な連携等の取組が進む。 ◇府南部豪雨や平成25年台風第18号、平成26年8月豪雨等において実践活動を通じ災害対応能力が向上 ◆地域防災計画を見直すこと、業務継続計画や具体的マニュアルを策定すること、復興に関する具体的な手順を確立することが必要</p>	<p>●南海トラフ巨大地震など超広域災害が発生した場合には他地域から応援が期待できないことから、自力で災害対応を行える体制を整備することが必要 ●また、府内の被害が比較的少ない場合は、被害の甚大な他地域を支援する体制を整備することが必要</p>
<p>5 災害後の府民生活を守る</p>		
<p>国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の各主体は、救出・救助体制や災害時医療体制の強化、避難体制の充実等府民の生命を守るための対策を推進する。また、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、基幹的社会基盤の復旧、生活再建の支援等を行う。</p>	<p>◇各機関による実践的な救出救助訓練等の実施 ◇要配慮者支援対策（災害時要配慮者支援指針・ガイドブックの作成、福祉避難サポートリーダーの養成、福祉避難所の設置支援等）、災害時医療体制（DMATなど）の整備、公的備蓄の取組、生活再建支援の体制整備が進捗 ◇京都市等で帰宅困難者対策を実施 ◆要配慮者の個別避難計画の作成、避難行動要支援者への支援者の拡大が必要 ◆救援物資搬送体制の構築、避難所運営マニュアルの作成・訓練が必要 ◆多数遺体への対応、緊急通行車両の周知が必要</p>	<p>●市町村が災害の種類別に緊急避難場所及び避難所を早急に指定することが必要 ●緊急避難場所及び避難所の位置情報をホームページで公開するなど、住民に周知することが必要 ●関西広域連合と連携した防災対策が必要</p>
<p>6 京都らしさを保った復興を実現する</p>		
<p>京都らしさを保った復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。</p>	<p>◇府及び一部市町村の地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策を規定 ◇京都市において、観光客帰宅困難者対策を進め、2地区において避難誘導計画を作成 ◇文化財防災対策マニュアル、文化財データベースを作成し、これらを活用した実践的な訓練を実施 ◆観光客保護・帰宅困難者対策の取組が他の市町村に拡大することが必要</p>	<p>●京都市等一部市町村で取り組まれているが、他の市町村においても広域観光の振興により観光客等の流入が見込まれるため、市町村での取組の拡大が必要</p>
<p>7 京都経済・活力を維持する</p>		
<p>事業継続計画等を策定するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立するとともに、防災における協力体制を構築する。また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。</p>	<p>◇京都BCP行動指針を策定し、連携型BCPの取組や個別企業BCP策定支援に向けた取組の方向性を決定 ◇地域力再生プロジェクト支援事業交付金等の推進により、地域コミュニティの強化を促進 ◆京都BCPの推進に当たって、今後、大学等と連携した取組が課題</p>	<p>●京都BCPの推進について、 ・連携型BCPの取組として、災害時の情報共有体制やリエゾン派遣の手順確立など、 ・個別企業BCP策定支援に向けた取組として、BCP策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会の実施など、 ・中長期的な取組として、BCP策定企業に対する認証制度創設など、が必要</p>

京都府戦略的地震防災対策指針の評価（施策項目ごとに実施）

完了・定着化	実施	検討	未着手
■	■	■	■

資料7-2

政策目標／施策項目／具体的事業	進捗状況						施策項目の内容	評価
	21	22	23	24	25	26		
1 地震に強い京都のまちづくりを進める								
1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める								
1 ○府施設の耐震状況を公表する	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、防災拠点施設の耐震化を計画的・効率的に進めるとともに、設備のバックアップ措置・体制の確保、代替施設の確保等防災拠点機能の維持に努める。	◇府・市町村の防災拠点施設の耐震化は順調に進捗 【新たな課題】 ●市町村では業務継続計画の策定率が低く（19.2%（H26.5））、機能確保対策が不十分
2 ○府の防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化を計画的に進める	■	■	■	■	■	■		
3 ○市町村防災拠点施設の耐震診断を実施するとともに、耐震化を京都府地震防災緊急五箇年計画等により進める	■	■	■	■	■	■		
4 ○必要な設備のバックアップ措置を行い、機能の確保対策を講じるとともに、代替施設確保の検討等を進める	■	■	■	■	■	■		
5 ○府庁舎のロッカー等の転倒防止対策を進める	■	■	■	■	■	■		
6 ○窓ガラスの飛散防止対策を進める	■	■	■	■	■	■		
1-1-2 学校施設の耐震化を進める								
7 ○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	■	■	■	■	■	■	学校設置者は、学校施設の耐震化を早期に進める。特に、地震により倒壊等の危険性が高いとされる小・中学校等については、国の補助制度を活用し、耐震化を完了するよう努める。	◇公立幼、小、中、高等学校の耐震化は耐震化完了に向けて順調に進捗 ◆私立学校では公立学校に比べて耐震化が遅れ（74.3%（H26末見込み））、耐震化の推進には、各法人の理解と取組の一層の推進が必要 【新たな課題】 ●非構造部材の耐震対策が新たな検討課題（吊り天井対策率9.7%（全国3.0%））
8 ○公立小・中学校の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
9 ○私立学校（幼・小・中・高）の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
10 ○府立学校の耐震化を進める＜耐震化率80%（25年度）＞ ・Is値0.3未満の校舎について、H23年度までに耐震改修に着手。以後、Is値0.3以上0.7未満の校舎に着手	■	■	■	■	■	■		
11 ○大学の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
12 ○公立幼稚園の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
1-1-3 医療・福祉施設の耐震化を進める								
13 ○府内の全ての災害拠点病院（8病院）の耐震化を完了する	■	■	■	■	■	■	医療機関や福祉施設の管理者は、行政と連携し、24時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、早急に建物・設備の耐震化及び設備のバックアップ措置・体制の確保を進める。	◆すべての災害拠点病院の耐震化は終了するも、医療機関の耐震化率は全国で一番低い状況 ◇社会福祉施設のうち入所施設について概ね耐震化を完了、通所施設等は約80%（H24）
14 ○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■		
15 ○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■		
16 ○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する	■	■	■	■	■	■		
1-1-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める								
17 ○府建築物耐震改修促進計画等に基づき緊急輸送道路、避難路沿いの建物、密集市街地内の建物等の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者が耐震診断や必要な耐震改修に努めることとされている特定建築物について、京都府建築物耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画にもとづき、防災拠点となるもの、緊急道路や避難路沿いにあるもの、密集市街地にあるもの等の耐震化を支援する。また、地震時の安全を確保するため、エレベーターの地震防災対策を推進する。	◆不特定多数の者が利用する建物の耐震化施策を強化するため、耐震改修促進法が改正され、大規模建築物、緊急避難道路沿道建築物及び防災拠点建築物の耐震診断の義務化等及び国の支援措置の拡充に伴い、京都府建築物耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画を見直し、必要な措置を講じることが必要 ◇エレベーターの安全装置設置等については、業界団体等による取組が進捗
18 ○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める	■	■	■	■	■	■		
19 ○府施設の耐震状況を公表する（H21年度実施済）（再掲）	■	■	■	■	■	■		
20 ○市町村立の大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震改修を進める ＜H26年度耐震化率80%＞	■	■	■	■	■	■		
21 ○民間の大規模集客施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
22 ○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準の見直し等について業界団体等への指導・啓発する	■	■	■	■	■	■		
1-1-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める								
23 ○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める	■	■	■	■	■	■	毒物・劇物等を所管する府・市町村は、関係法令に基づき、指導監督を行い、施設の安全対策を促進する。また、建築行政を所管する府・市町村は、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物について、指導監督を行い、建築物所有者は耐震化を促進する。	◇事業者が危険物の貯蔵施設の耐震性能を維持
24 ○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■		
25 ○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準（建築基準法以上）に照らし再確認を実施する	■	■	■	■	■	■		
26 ○ガス供給施設の耐震性能（100%）の維持、ガス充填施設の耐震性能（100%）の維持	■	■	■	■	■	■		
1-1-6 中小規模の建物の耐震化を進める								
27 ○中小規模の建物の耐震化を進める	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、所有者へ啓発を行い、建物所有者は耐震化を促進する。	◆所有者への啓発を行うものの効果が現れにくく、大規模建築物等の施策よりも進捗が遅延

1-2-1災害に強い自然環境整備を進める								
28	○土砂災害危険箇所(8,847箇所)の内、被害が大きいと想定される箇所(3,725箇所)の対策工事を優先的に進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、土砂災害の危険箇所の把握に努めるほか、急傾斜地崩壊防止施設の整備、山腹崩壊等の防止等の対策を進めるとともに、警報伝達体制の整備を進める。 また、府・市町村等は、老朽化等により改修が必要なため池の堰堤の補強を進める。	◇現地調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定が拡大(14,246/約17,000箇所) ◇府ホームページにより土砂災害警戒情報を公開 ◆土砂災害危険箇所の対策工事を進めるも、全体の数が多く、進捗率は伸びていない(17.1%(H26)) ◆ため池改修を進めているが、ため池一斉点検を行った結果(H25)、154箇所のため池について、地震対策のための詳細な調査を行い、今後、必要なハード・ソフト対策を実施 ◆京都府森林の適正な管理に関する条例制定を踏まえ、森林における災害防止対策を今後とも継続することが必要
29	○土砂災害警戒区域等の指定を拡大する ・土砂災害危険箇所の区域指定の完了を目指す(H26年度)	■	■	■	■	■		
30	○土砂災害等に係る情報を周知する	■	■	■	■	■		
31	○ため池の防災対策を進める	■	■	■	■	■		
32	○山腹崩壊地・荒廃溪流の整備及び荒廃移行溪流・荒廃森林の整備を進める ・復旧治山事業、予防治山事業により、山地災害危険地区(1449集落)のうち780集落整備済み(H20年度)→810箇所整備(H26年度)	■	■	■	■	■		
33	○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を進める ・丹後縦貫林道リフレッシュ事業第2期工事(H20年度末実績)	■	■	■	■	■		
1-2-2インフラ(道路、河川等)の整備・耐震化を進める								
34	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める	■	■	■	■	■	施設管理者は、基幹路線の拡幅・耐震改良、道路橋・鉄道高架橋の耐震強化、鉄道の脱線対策等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。 また、府・市町村は、狭隘道路対策、沿道建築物の耐震化、不燃化を促進し、地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、河川堤防の強化や港湾施設等各種施設の耐震化を進め、特に、京都府南部地域に多い天井川の地震対策を進める。	◇緊急輸送道路の道路橋の耐震化が進捗 ◇重要駅、港湾施設は耐震化済み ◆緊急輸送道路の拡幅、法面防災対策は長期的取組が必要 ◆物資輸送拠点となる京都舞鶴港の整備を推進することが必要 ◆一般駅、高架橋等の鉄道施設についても耐震化を推進することが必要 ◆国直轄河川・府管理河川の改修は今後進捗を予定、水路橋の耐震補強は不十分 ◆道路整備の進捗に併せて、緊急輸送道路ネットワーク計画の更新が必要
35	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める	■	■	■	■	■		
36	○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する	■	■	■	■	■		
37	○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める	■	■	■	■	■		
38	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ・法面総点検対策箇所32箇所を整備する	■	■	■	■	■		
39	○京都縦貫自動車道を全線整備する	■	■	■	■	■		
40	○市町村管理の道路の改良整備を進める	■	■	■	■	■		
41	○耐震対策の必要な施設(国管理)の調査を実施する	■	■	■	■	■		
42	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・水路橋3施設(長谷川 国道交差部、渋川 国道交差部、天神川 JR交差部)の耐震補強を実施 城陽排水機場等の耐震診断を実施	■	■	■	■	■		
43	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める	■	■	■	■	■		
44	○港湾施設の整備を進める	■	■	■	■	■		
45	○被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める	■	■	■	■	■		
46	○漁港施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■		
47	○鉄道施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■		
48	○鉄道駅の耐震化を進める ・重要駅の耐震補強事業への支援<府内の利用者1万人以上/日の駅舎耐震化完了>	■	■	■	■	■		
1-2-3災害に強いライフライン施設の整備を進める								
49	○府営水道施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■	各事業者は、これら(応急対策活動)の機能が維持できるように、それぞれの施設の特徴を踏まえ、耐震化・二重化等を進めるとともに、平時からの適切な維持管理を行う。	◇電力設備、ガス設備、通信設備、ごみ処理施設(休止又は更新予定施設を除く)は耐震化済み ◆水道施設、下水道施設、工業用水道施設、し尿処理施設の耐震化は長期的取組が必要 【新たな課題】 ●京都BCP推進のため、行政と連携して効果的な復旧のあり方について検討が必要
50	○流域下水道施設についての耐震化を進める	■	■	■	■	■		
51	○各市町村が管理する上下水道施設の耐震化等を進める	■	■	■	■	■		
52	○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化対策を進める	■	■	■	■	■		
53	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める	■	■	■	■	■		
54	○電力施設の耐震性を維持する	■	■	■	■	■		
55	○都市ガス施設の耐震化等を進める	■	■	■	■	■		
56	○LPGガス供給施設の耐震化等(液化化対策含む)を進める	■	■	■	■	■		
57	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施	■	■	■	■	■		
58	○通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める	■	■	■	■	■		
59	○通信局舎や電気通信設備の耐災害性の強化	■	■	■	■	■		
1-2-4災害に強いまちづくりを進める								
60	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地、避難路、電線共同溝、老朽住宅密集地対策	■	■	■	■	■	府・市町村は、延焼防止帯や避難路となる街路、緑地等の整備や沿道建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、避難地や支援活動の拠点となるオープンスペースや防災公園の整備を進める。 また、よう壁や大規模盛土造成地の所有者等への耐震化促進、倒壊のおそれがあるブロック塀や自動販売機の転倒防止、落下のおそれがある屋外広告物の安全対策を推進する。	◇避難地や避難路等の整備については計画どおり進捗 ◆市町村は、耐震改修促進法改正により避難路沿道建築物を指定し耐震化を図るなど、避難路の整備が必要 ◆ブロック塀や自動販売機の転倒防止等については、府民や事業者への更なる理解の促進が課題 【新たな課題】 ●国土交通省によりまとめられた密集市街地を解消することが必要 ●危険性の高い大規模盛土造成地マップの公表など、大規模盛土耐震化への新たな取組が必要
61	○都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を防止するため土地利用計画を策定する	■	■	■	■	■		
62	○一般住宅地のような壁の耐震診断や大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める	■	■	■	■	■		
63	○ブロック塀や自動販売機の点検等の転倒防止の重要性を啓発する	■	■	■	■	■		
64	○ブロック塀や自動販売機の転倒防止対策を進める	■	■	■	■	■		
65	○屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める	■	■	■	■	■		

2 地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る								
2-1-1 住まいの耐震診断を進める								
66	○府民の耐震化に関する意識の向上を図る	■	■	■	■	■	府・市町村は、耐震診断の必要性や耐震診断の助成措置等についての周知を図り、耐震診断を促進する。また、伝統的町家・民家に対する耐震診断手法は、まだ十分に確立されていないことから、大学等の研究機関等と連携し、今後有効な手法の開発に努める。	◇全市町村で耐震診断の助成制度を実施 ◆耐震診断件数は一旦増加したものの、横ばい状態 ◇伝統的町家・民家に対する耐震診断方法（限界耐力計算法）が確立し、耐震診断を実施
67	○木造住宅等の耐震診断を進める	■	■	■	■	■		
68	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める	■	■	■	■	■		
69	○伝統的町家・民家の耐震診断を進める	■	■	■	■	■		
2-1-2 住まいの耐震化を進める								
70	○耐震性能の低い木造住宅等の耐震改修を進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあるとされた住宅改修及び建て替えを支援するため、住宅リフォームに関する相談窓口の設置、助成制度、税制優遇措置の周知を図り、住宅の耐震化を進める。特に、密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている市町村における住宅の耐震化を早急に進める。	◇耐震改修補助件数がやや伸び、住宅関連事業者との連携が進みつつある ◇助成制度等の周知は例年着実に実施 ◆住宅の耐震化率は目標（90%（H27））の達成が困難な状況（概ね約8割程度） 【密集市街地等は<1-2-4>で記載】
71	○住宅関連事業者と連携した新たな住宅の耐震化促進策（中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修促進等）を検討・実施する	■	■	■	■	■		
72	○全市町村で耐震改修促進計画を策定する	■	■	■	■	■		
73	○住宅の改修、建て替え、リフォームに関する助成制度、税制優遇措置等の周知を進める	■	■	■	■	■		
74	○住宅関連事業者と連携し、改修事例集の作成、現地見学会等を実施する	■	■	■	■	■		
75	○耐震改修のモデル（費用等）を提示する	■	■	■	■	■		
76	○府営住宅の耐震化を進める ・府営住宅ストック総合活用計画（H18～27年度）に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る	■	■	■	■	■		
77	○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「公営住宅ストック総合活用計画」及び「建築物耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施	■	■	■	■	■		
2-1-3 室内の安全対策を進める								
78	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策が進むよう継続して啓発する	■	■	■	■	■	府・市町村は、ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を図るほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。	◇ホームページや出前語らい、各種イベントによる啓発が定着 ◆家具固定等PRは進めているが、家具固定率は目標（50%（H26））達成が困難な状況（40%（H25）（全国））
79	○家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトの設置	■	■	■	■	■		
2-2-1 災害後の仮住まいを確保する								
80	○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める	■	■	■	■	■	府・市町村は、多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や、民間の宿泊施設等を一時利用して提供するシステムの確立等、多様な仮住まいを確保する仕組みを構築する。また、平時から応急仮設住宅の建設適地を選定するなど、早期の仮設住宅建設を可能とする体制を構築する。	◇民間賃貸住宅の利用に関する協定締結や応急仮設住宅建設に関する協定締結、マニュアル作成、建設適地の選定に着手 ◆今後、具体的な運用の取決めや入居に至るまでの実効性を高めるための訓練等を行うことが必要 ◇京都市において、観光客保護・帰宅困難者対策として民間宿泊施設と協定締結
81	○応急仮設住宅建設マニュアルを作成する	■	■	■	■	■		
82	○公営住宅の空き戸数について常時把握する	■	■	■	■	■		
83	○仮設住宅の建設地を確保するための取組を進める	■	■	■	■	■		
84	○民間施設等を一時利用できるシステムの検討を進める ・旅館、ホテル等民間宿泊施設と協定を締結する ・災害時の民間賃貸住宅の利用について検討を進める	■	■	■	■	■		
2-2-2 住まいの再建を支援する								
85	○全国規模での「住宅再建共済制度」が構築できるよう活動する	■	■	■	■	■	府・市町村は、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助によりこの隙間を埋める「互助」の仕組みとして、全国規模での「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。	◆地震保険の加入率は全国平均を下回る（H24 京都府25.5%、全国27.8%（暫定値））（JA建物更正共済の保有契約金額も全国比で高くない） ◆全国規模での「住宅再建共済制度」は創設されていない
86	○地震保険の普及啓発を図る	■	■	■	■	■		
87	○被災建物の解体・除却マニュアルを作成する	■	■	■	■	■		

3 地震に強い京都の人づくりを進める								
3-1-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う								
88	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する	■	■	■	■	■	府・市町村は、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行うとともに、自主防災組織の育成指導・助言等に努め、府民一人ひとりが、地域における災害の危険性を正しく理解できるようハザードマップを作成・配布するなど、リスク情報の提供を行う。	◇HPの充実やSNSなど新たな手法を含め各種の広報・啓発を実施 ◆府民一人ひとりが地域のハザードマップを使いこなすことが必要 【新たな課題】 ●府として各種ハザード情報を整理し、ホームページ等で府民に情報提供していくことが必要
89	○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する	■	■	■	■	■		
90	○緊急地震速報について啓発する	■	■	■	■	■		
91	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する			■	■	■		
3-1-2 府民に対する教育・訓練を実施する								
92	○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、正しい防災知識の普及を図る。 特に、将来の地域づくりを担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。 また、実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。	◇府・市町村・各関係機関において、防災教育や防災訓練を広く実施し、持続的に取組み ◆自主防災リーダーの育成を実施するも、府内全域への更なる拡大が必要 【新たな課題】 ●少子・高齢化に対応するため、自主防災リーダー等に若年層が参加することが必要
93	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣	■	■	■	■	■		
94	○児童・生徒等を対象とした防災教育を市町村等と連携して実施する	■	■	■	■	■		
95	○防災教育の新たなコンテンツを作成する	■	■	■	■	■		
96	○防災訓練への府民参加を進める	■	■	■	■	■		
97	○企業等の自衛消防隊の訓練等を実施する	■	■	■	■	■		
98	○外国人を対象とした訓練を継続して取り組む	■	■	■	■	■		
99	○災害用伝言ダイヤルについて啓発する	■	■	■	■	■		
3-2-1 個人・家庭の防災意識を高める								
100	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める	■	■	■	■	■	平時から災害に関する情報や資料の入手に努めたり、災害が発生したときの行動をイメージするなど、府民一人ひとりが自覚して災害に備える。	◇東日本大震災や府南部豪雨、平成25年台風第18号等の相次ぐ災害により、府民意識が確実に高揚 ◆実際の防災への行動にどのように生かすかが課題
101	○地震防災に関する府民意識調査の実施を検討する	■	■	■	■	■		
102	○関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトを整備する【再掲】	■	■	■	■	■		
3-2-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する								
103	○家庭における防災対策を進める	■	■	■	■	■	各家庭においては、食料・飲料水の備蓄に努めるとともに、家族で避難所や連絡先、ライフラインが途絶えた場合の対応等の話し合いを持つなどの取組を進める。	◆定期的に調査が必要 【参考】 住民が大地震に備えてとっている対策（平成26年版防災白書） H21 → H25 ・食糧や飲料水を準備 33.4% → 46.6% ・家具・家電などを固定 26.2% → 40.7% ・避難場所の決定 34.2% → 29.7%
104	○災害被害を軽減する府民運動（家庭で取り組む減災運動）を展開する	■	■	■	■	■		
3-3-1 地域の「つながり」を高める								
105	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる	■	■	■	■	■	平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努めるとともに、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動で大きな役割を果たす自主防災組織の育成や活動の活性化を図る。	◇自主防災組織の組織率は微増 ◆様々な地域活動が実施されるも、府内全域で「住民同志の顔の見える関係をつくる」ためには、継続的な取組が必要 【新たな課題】 ●自主防災組織の高齢化が進んでおり、自主防災活動の活性化に向け若年者世代を巻き込んだ取組が必要
106	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する	■	■	■	■	■		
107	○防災資機材の整備を進める	■	■	■	■	■		
108	○自主防災組織の活性化を支援する <自主防災組織率100%を目指す(H30)>	■	■	■	■	■		
109	○自主防災組織活動マニュアルを全市町村で作成する	■	■	■	■	■		
110	○里カアクションプランに基づく地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。	■	■	■	■	■		
111	○地域で防災マップ・ハザードマップを作成する	■	■	■	■	■		
3-3-2 地域の防災意識を高める								
112	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する	■	■	■	■	■	町内会、自治会、老人会、女性会、こども会、自主防災組織、消防団、消防署、災害ボランティア団体等様々な主体が連携・協働して、防災訓練等減災に向けた活動を行う。 また、災害を予防し、災害による被害を軽減するための効果的な活動ができるよう、地域住民による防災計画や防災マップの作成を進める。	◇東日本大震災等を経験し、地域の防災意識は着実に向上 ◆地域の各団体が主体的に防災活動を行うよう支援することが必要 【新たな課題】 ●地域の防災意識を高めるため、地区防災計画の策定やその計画の市町村地域防災計画への掲載等を検討することが必要 ●府、市町村、住民が連携しながら、まちづくりの段階から防災上の課題に取り組んでいくことが必要
113	○防災マップ等の作成の研修会等を実施する	■	■	■	■	■		
114	○地域での防災教育を継続して実施する	■	■	■	■	■		
115	○府民の応急手当普及講習受講を進める	■	■	■	■	■		
		■	■	■	■	■		

3-3-3減災に向けて地域で行動する									
116	○消防団への加入を進める ・消防団員数を100%充足	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、基本団員の確保とともに、女性の登用や若者が加入しやすい環境づくりに努め、消防団の活性化を推進する。 また、地域の防災拠点を設置するなど、防災資機材の整備を進める。	◇大学サークルや消防団協力事業所表示制度などの消防団員確保対策、女性団員登用を促す交付金制度の新設、消防団の自主的活動や資機材の整備への補助を実施 ◆人口流出等の構造上の問題により団員数の確保が困難（消防団充足率 90.5% (H26.4)） 【新たな課題】 ●消防団を中心とした地域防災力の充実強化法が制定（H25）され、災害態様に応じた訓練の実施など対策強化が必要
117	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める	■	■	■	■	■	■		
118	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する	■	■	■	■	■	■		
119	○災害被害を軽減するための啓発等を展開する	■	■	■	■	■	■		
3-4-1学校での防災教育を充実させる									
120	○学校安全計画に基づき防災教育を実施する	■	■	■	■	■	■	各学校及び教育委員会は、各地域で実施する防災の取組に積極的に参加するなど学校・家庭・地域との連携体制を強化するとともに、授業、学級活動、学校行事等を通じて、発災時の緊急行動、地震の知識、応急処置等を教え、ボランティア精神を培う教育を推進する。	◇9割前後の公立幼～高校等で防災訓練、防災学習を実施 ※防災訓練の実施率91.3%、防災教育（訓練の事前学習を含む）の実施率85.5%（H24） ◆文科省、気象庁DVDの活用率が高くない（活用率19.6%（H24）） ◆防災訓練、防災教育を教職員のみで実施する学校が多数（約69%（H24）） ◆私立学校の防災教育の状況を把握することが必要
121	○各発達段階に応じた防災教育を地域や専門家等と連携し実施する ・防災マップづくり、防災ワークショップ等の実施 ・地震防災安全学習資料及び指導資料の各学校への配布 ・教材ビデオライブラリーの設置によるDVD等防災教材の各学校への貸出	■	■	■	■	■	■		
122	○防災教育実施に向けた指導者向けの研修等を継続して実施する	■	■	■	■	■	■		
123	○私立学校について安心・安全な学校づくりを支援する ・特色教育推進補助事業	■	■	■	■	■	■		
3-4-2学校の危機管理体制を強化する									
124	○教職員の危機対処能力の向上を図る	■	■	■	■	■	■	各学校及び教育委員会は、危機管理マニュアルの作成等学校の危機管理体制を強化するとともに、研修会等を通じ教職員の防災に関する知識や応急処置技能の習得等教職員の危機対処能力の向上を図る。	◇危機管理マニュアルを見直した割合が高い（見直した割合 93.0%（H24）） ◆地域に対しても影響を与える学校防災教育を充実させるため、教師を対象とした研修をさらに強化させることが必要 ※教職員対象の校内研修実施率 65.4%（H24） ◆私立学校の防災教育の状況を把握することが必要
125	○学校の危機管理体制を強化する	■	■	■	■	■	■		
3-5-1企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める									
126	○府災害ボランティアセンターの機能を強化する	■	■	■	■	■	■	企業、NPO、ボランティア団体は、平時から組織内の人材育成や訓練、組織間の連携体制の確立に努める。 また、行政はこうした組織との連携を強化するとともに、訓練・教育や活動機会の場を提供するなどの支援を行う。	◇市町村災害ボランティアセンターの常設化や初動支援チームの登録・人材育成等、ボランティアセンターの機能強化が図られつつある ◆京都BCPや帰宅困難者対策の推進により、企業の防災対策を高めていくことが必要
127	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する	■	■	■	■	■	■		
128	○災害ボランティアの広報、啓発を実施する	■	■	■	■	■	■		
129	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める	■	■	■	■	■	■		
130	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する	■	■	■	■	■	■		
3-6-1多様な視点で防災対策に取り組む									
131	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する				■	■	■		◇内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が示され、男女共同参画の視点による総合的な防災対策が進捗し、被災時の女性のための相談体制づくりを開始 ◆女性視点での防災対策意見交換会を定着させ、多様な視点により地域防災計画を継続的に見直していくことが必要

4 行政の危機対応能力の向上を図る								
4-1-1 災害時の情報処理の体系を確立する								
132	○訓練等の結果を検証し、防災情報システム運用の充実・強化を図る	■	■	■	■	■	府・市町村は、災害時に集中する膨大な情報を的確に処理し、防災関係機関と情報共有し、迅速・的確な応急対策を実施するため、障害に強い防災情報ネットワークシステムを整備するとともに、情報処理マニュアル等を作成する。 また、発災直後から被害の状況、生活支援対策の状況、家族の安否等様々な情報を府民と共有できる体制を構築する。	◇新防災情報システムの稼働、ホームページを活用した各種防災情報の提供、ケータイGISの活用を実施 ◇アクセス集中による障害にも対応 ◆新防災情報システムの効果的な活用を維持するため訓練の継続が必要
133	○防災・防犯メール登録者数の拡大	■	■	■	■	■		
134	ホームページを活用した各種防災情報の提供	■	■	■	■	■		
135	○危機管理ポータルサイトを整備する(H22年度)	■	■	■	■	■		
136	○災害情報の迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・ケータイGIS(GPS機能付き携帯電話を活用したGIS)を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	■	■	■	■	■		
138	○新たな防災情報システムの整備を行う	■	■	■	■	■		
4-1-2 災害時の通信手段を確保する								
139	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	■	■	■	■	■	府・市町村は、防災関係機関相互の情報共有と府民への迅速な情報伝達を図るため、防災行政無線等の整備、情報システムの業務継続性の確保を促進する。 また、京都府は、被災状況を早期に的確に把握するため、次世代震度情報ネットワークを構築する。	◇各機関による衛星携帯電話の整備拡大、重要な防災拠点について全国で初めて異なる事業者による光回線の完全二重化の実施、通信事業者による電源確保等により通信手段を整備 ◇統合型GISや地デジの活用、震度情報ネットワークの構築、河川砂防情報システムの構築等情報システムを強化
140	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める	■	■	■	■	■		
141	○全市町村でJ-ALERT整備する	■	■	■	■	■		
142	○コミュニティFMとの応援協定を締結する	■	■	■	■	■		
143	○統合型GISを活用した災害情報の提供体制を構築する	■	■	■	■	■		
144	○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する	■	■	■	■	■		
145	○次世代震度情報ネットワークを構築する(H22年度)	■	■	■	■	■		
146	○次期情報基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークを全国に先駆けて完全二重化するなどの対策の実施	■	■	■	■	■		
147	○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う	■	■	■	■	■		
148	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	■	■	■	■	■		
149	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクロ無線、自衛隊：マイクロ無線、警察：警察無線、消防：消防無線(H27年度までにデジタル化整備)、JR西日本：鉄道無線	■	■	■	■	■		
150	○重要通信を確保する <NTT>	■	■	■	■	■		
151	○災害時の通信サービスの確保 <KDDI>	■	■	■	■	■		
152	○関係機関等による情報連絡体制を整備する <京都中央郵便局、府トラック協会>	■	■	■	■	■		
4-1-3 府民への情報伝達体制を確立する								
153	○災害時広報業務マニュアルの改善を図る	■	■	■	■	■	府・市町村は、視覚・聴覚障害者等情報伝達において特別な配慮を必要とする者も含め、府民に必要な情報を迅速に提供するため、関係機関と連携して様々な伝達手段を用いた情報伝達体制の整備を進める。	◇SNSの活用等多様な手段で情報を発信 ◇全国瞬時警報システムを全市町村で整備 ◇緊急速報メールの導入 【新たな課題】 ●家族の安否情報については、今後国の方針に沿って情報収集・提供のあり方を検討することが必要
154	○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する	■	■	■	■	■		
155	○警報伝達体制を整備する	■	■	■	■	■		
156	○エリアメールの導入の検討を進める	■	■	■	■	■		
								◇災害対策本部及び警察本部の移転計画があり、本部機能の強化を図る予定
4-2-1 計画を整備・充実する								
157	○府地域防災計画を見直し・改善する(毎年度)	■	■	■	■	■	府・市町村は、組織の危機対応能力の向上を図るため、防災の総合的な計画である地域防災計画を社会環境等の変化に応じ見直すとともに、大規模地震により自らも被災することを想定した業務継続計画を策定する。 なお、計画の整備・充実に当たっては、ヒト・モノ・カネのロジスティクス(補給)及びバックアップ(代替)の確保に十分留意する。	◇東日本大震災直後、地域防災計画を柔軟に見直し ◆一部市町村で地域防災計画の見直しが不十分 ◆多くの市町村で業務継続計画が未策定(21市町村)
158	○計画、マニュアル、資料が一体となった現地地域防災計画の再構成する	■	■	■	■	■		
159	○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する	■	■	■	■	■		
160	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する	■	■	■	■	■		
161	○東南海・南海地震防災推進計画を整備する	■	■	■	■	■		
162	○市町村地域防災計画に行政機能維持計画を追加する	■	■	■	■	■		
163	○業務継続計画の策定など事業継続体制を確保する	■	■	■	■	■		
164	○東日本大震災を踏まえ、地域防災計画において具体的な地震防災対策の推進を図る	■	■	■	■	■		

4-2-2初動体制を充実させる									
165	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する		■	■	■	■	■	府・市町村は、24時間即応体制や緊急参集体制等初動体制を充実・強化するとともに、特に耐震性のない庁舎については耐震化を促進するほか、代替拠点を定めることも検討する。 また、災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にしたマニュアルを作成する。	◇関係機関も含め、初動体制や初動対応マニュアルは整備 ◆実効性を高めるため、マニュアル改善や訓練等を重ねていくことが必要 【庁舎の耐震化等については<1-1-1>で記載】
166	○災害対策活動の初動体制を整備する		■	■	■	■	■		
167	○府災害対策本部運用マニュアルを作成する		■	■	■	■	■		
168	○安否確認体制の確立		■	■	■	■	■		
169	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する(H21年9月改訂)		■	■	■	■	■		
170	○近畿財務局総合防災マニュアルを策定する(H19.11.20策定済み)		■	■	■	■	■		
171	○防災マニュアルを整備する(災害発生時における行動マニュアル策定)		■	■	■	■	■		
172	○「非常災害対策要領」を整備する		■	■	■	■	■		
173	○電力安定供給への体制を充実させる <関西電力>		■	■	■	■	■		
174	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する		■	■	■	■	■		
175	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る(計画の策定) <KTR>		■	■	■	■	■		
176	○職員用備蓄を進める		■	■	■	■	■		
4-2-3災害対応能力を向上させる									
177	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める		■	■	■	■	■	防災関係機関は、研修・教育等を積極的に実施し、職員の災害対応能力の向上に努めるとともに、実践的な防災訓練を継続的に実施する。 また、外部の専門家の知見を活用して、危機に対処できる体制を整備する。	◇府南部豪雨や平成25年台風第18号等により実践活動を行い、道路啓開など、その反省を踏まえて災害対応能力が向上 ◇実践的な防災訓練を継続的に実施 ◇地域防災の見直し部会及び戦略的地震防災対策推進部会により、適宜防災体制及び防災対策について助言あり ◆災害時に特有な対応などに係る災害対策本部内の具体的な役割分担や対応手順を確立させることが必要 【新たな課題】 ●南海トラフ巨大地震など超広域災害が発生した場合には他地域から応援が期待できないことから、自力で災害対応を行える体制を整備することが必要
178	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する		■	■	■	■	■		
179	○具体の地震災害シナリオを作成する		■	■	■	■	■		
180	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する		■	■	■	■	■		
181	○複合災害を想定した訓練を実施する		■	■	■	■	■		
182	○災害対策本部立ち上げ訓練等(訓練内容改善)を行う<中部近畿産業保安監督部近畿支部>		■	■	■	■	■		
183	○列車脱線復旧訓練を実施する(1~2回/年) <JR西日本>		■	■	■	■	■		
184	○地震訓練等を実施(年1回)する <大阪ガス>		■	■	■	■	■		
185	○地震想定訓練を実施(年2回)する <LPガス協会>		■	■	■	■	■		
186	○電力関係防災訓練を実施する <関西電力>		■	■	■	■	■		
187	○実践的な防災訓練を実施する(JRとの合同訓練も実施) <KTR>		■	■	■	■	■		
188	○防災職員等に対する研修等を実施する		■	■	■	■	■		
4-2-4 NPO・ボランティア(率先市民)と連携する									
189	○各市町村で常設の市町村災害ボランティアセンターの設置を進める(再掲)		■	■	■	■	■	平時から府・市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等は、相互に連携し、災害ボランティアのネットワークを構築するとともに、災害ボランティアセンターの機能向上を図る。 また、災害時に各地から集まるNPOやボランティアの的確な受入れ、適材適所への配置や、被災者からのニーズに的確に対応するためのコーディネーターを養成する。	◇災害ボランティアセンター初動支援チームの編成、市町村災害ボランティアセンターの常設化に着手等、ボランティアセンターの機能強化が進捗 ◇府ボランティアセンターに専任職員を配置し、調整機能が強化 ◆災害時に実動できるスタッフを専門分野ごとに重層化した研修により養成することが必要
190	○災害ボランティアの受援体制を強化する		■	■	■	■	■		
191	○国有林防災ボランティア制度を整備する		■	■	■	■	■		
192	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る		■	■	■	■	■		
4-2-5防災関係機関との連携・応援体制を強化する									
193	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する		■	■	■	■	■	平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるほか、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都府の連携・応援体制を構築する。 また、府・市町村は、自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定、国や他地方公共団体との平時からの連携強化、広域災害を想定した遠隔都道県との連携強化、京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備促進を図るとともに、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、広域的な応援体制を強化する。 なお、海外からの救援部隊等による支援受入れ体制の整備については、適切に検討する。	◇訓練等により自衛隊、警察、消防等関係機関と連携 ◇企業・団体等との連携会議の開催や応援協定の締結(150機関(H26.8))等、防災関係機関との連携が進捗 ◇広域防災活動拠点を整備し、山城総合運動公園は京阪神圏の基幹的広域防災拠点の一つとして位置付け ◆連携・応援体制が災害時に実効性を確保するよう点検することが必要 ◆海外からの救援部隊等による支援受入れ体制の整備については、国と連携して検討することが必要 【新たな課題】 ●緊急消防援助隊を増強することが必要
194	○関係機関との連携会議を開催する(各年1回) ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議		■	■	■	■	■		
195	○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める ・応援協定締結120機関(H26年度)		■	■	■	■	■		
196	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進める ・対策要員の確保、資機材、必要物資等の確保等		■	■	■	■	■		
197	○広域防災活動拠点の整備を進める		■	■	■	■	■		
198	○市町村の地域防災拠点施設を整備する(宇治市、城陽市、八幡市、宮津市、福知山市)		■	■	■	■	■		
199	○国や他地方公共団体(遠隔都道県含む)との連携強化を進める		■	■	■	■	■		
200	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する		■	■	■	■	■		
201	○連携・応援体制を強化する <NTT>		■	■	■	■	■		

5 災害後の府民生活を守る						
5-1-1 消防・救出・救助機関の能力を高める						
210	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	■	■	■	■	■
211	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る	■	■	■	■	■
212	○消防の災害対応能力の向上を図る	■	■	■	■	■
213	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 1306基(186基整備)(H22年度)	■	■	■	■	■
5-1-2 災害時の医療体制を整備する						
214	○災害拠点病院(8病院)の機能の充実を進める	■	■	■	■	■
215	○災害医療センター等連絡協議会(仮称)を設立し、災害時における病院間連携や府における	■	■	■	■	■
216	○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成を進める	■	■	■	■	■
217	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する	■	■	■	■	■
218	○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保(医師会間の被害状況報告連絡網の整備)	■	■	■	■	■
219	○災害時の医療体制整備に係るマニュアルの策定	■	■	■	■	■
220	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・広域医療災害救急医療情報システムの運用等	■	■	■	■	■
221	○ドクターヘリを導入する 関西広域連合による共同運航	■	■	■	■	■
222	○人員輸送に係る応援協定締結機関との連携訓練の実施	■	■	■	■	■
223	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する	■	■	■	■	■
224	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する	■	■	■	■	■
5-1-3 広域避難体制を充実させる						
225	○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める	■	■	■	■	■
226	○防災機能をもった都市公園を整備する	■	■	■	■	■
227	○広域避難場所等の周知を図る	■	■	■	■	■
228	○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を強化する ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■
229	○広域避難に係る手順を関係機関と連携し定める	■	■	■	■	■
5-1-4 災害時要配慮者を支援する						
230	○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める	■	■	■	■	■
231	○要配慮者の避難体制を確保する ・避難支援全体計画策定 ・個別避難計画策定に着手	■	■	■	■	■
232	○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する	■	■	■	■	■
233	○要配慮者対策を進める ・福祉避難サポートリーダー養成研修の開催 ・「災害時要配慮者避難支援ガイドブック」の作成 等	■	■	■	■	■
234	○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める	■	■	■	■	■
235	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	■	■	■	■	■
236	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	■	■	■	■	■
237	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める	■	■	■	■	■
警察、消防、自衛隊、海上保安本部は、災害が同時多発した場合を想定した消火・救出・救助計画を策定し、訓練等を通じて技術の向上に努めるほか、部隊の円滑な出動確保のための交通規制等に必要な各種物資・資機材の整備・備蓄に努める。						
府・市町村並びに医療機関は、災害拠点病院の機能の充実や京都府緊急災害医療チーム(DMAT)従事者の養成・確保を図るとともに、応急救護のための救護所の早期設置体制、医薬品・医療用品の確保体制及び重傷者の広域搬送体制を整備する。また、医薬品備蓄の管理・更新を進めるとともに、広域医療災害救急医療情報システムの活用等により医療機関と搬送機関相互の情報共有、連携体制の強化を図る。さらに、心の健康相談窓口を設置するなど、被災者のメンタルケアの充実を図る。						
府・市町村は、大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進めるとともに、広域避難場所等の周知を図る。また、地域の実情に応じた避難計画を策定する。						
府・市町村は、災害時における情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活での介助者の確保等、災害時要配慮者支援の取組を進める。また、自主防災組織をはじめとする地域の助け合いによる災害時要配慮者支援の取組を促進する。						
◇消防職員数の増強 3,376人(H21)→3,428人(H24) ◇消防学校の北部訓練拠点を設置(H25) ◇各機関により実践的な救出救助訓練、合同訓練を実施 ◇消防職員とDMATの共同訓練を実施(H23~) ◇各種物資・資機材を整備・備蓄、強化(警察本部)						
◇災害拠点病院等連絡協議会を設立し、災害拠点病院の機能強化、災害医療コーディネーターの設置、広域医療搬送拠点(SCU)の整備等、災害時医療体制の整備が進捗 ◇日本DMAT従事者養成研修の枠が少ないことから京都DMATを創設・養成 ◆救護所開設体制の確保に向けて継続的な取組が必要 ◆医薬品備蓄の搬送体制の確保が必要 ◆広域医療災害救急医療情報システムの活用が拡大するも、入力率向上が必要 ◆メンタルケア対応マニュアルを策定し、具体的に普及啓発を図ることが必要						
◇広域避難場所や誘導標識を着実に推進 【新たな課題】 ●市町村は、災害対策基本法改正を踏まえて、災害の種類別に緊急避難場所を早急に指定することが必要 ●避難所等の位置情報をホームページで公開しているが、指定緊急避難場所を反映させるなど、住民に周知することが必要 【広域避難体制の強化、関係機関との連携は<5-3-3>を新設、移動】						
◇避難支援全体計画の作成、手挙げ方式等による要配慮者名簿の作成を実施 ◇災害時要配慮者支援指針、要配慮者避難支援ガイドブックの作成、福祉避難サポートリーダーの養成など要配慮者対策が進捗 ◆具体的な個別避難計画の作成の促進、避難行動要支援者の名簿を平常時から提供するための同意確認や支援者の拡大が必要 ◇外国人のための防災ガイドブック作成など外国人防災対策が進められつつある						

5-1-5 孤立地域に対する支援を行う								
238	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	■	■	■	■	■	府・市町村は、孤立する可能性がある地域を事前に把握し、臨時ヘリポート適地の把握、孤立時の医療救護計画、集落単位の避難所収容計画策定等救出・救助、救援・救護体制を整備するとともに、衛星携帯電話等こうした地域の特性に即した通信手段の整備や確保を図る。	◇定期的に救出救助訓練を実施 ◇孤立可能性のある地域等を毎年調査 ◇通信手段の確保が促進（69.4%(H21.3)→81.2%(H25.12)） ◆避難計画策定が低調（13.1%(H21.3)→18.5%(H25.12)） ◆ホイス機能可能割合が低下（84.7%(H21.3)→74.2%(H25.12)） ◆耐震性のある避難施設整備率（11.3%）、食糧備蓄率（4.5%）が低調（H25.12） ◆衛星携帯電話整備に係る国の補助制度がH25で終了
239	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・通信手段の確保 ・集落単位の避難所収容計画の策定 ・孤立時の医療救護計画の策定 ・臨時ヘリポート	■	■	■	■	■		
5-1-6 帰宅困難者を支援する								
240	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	■	■	■	■	■	府・市町村及び協力事業者は、帰宅のために必要な各種防災情報の提供、水やトイレの提供等、帰宅困難者の帰宅を支援する帰宅支援ステーションの整備等、帰宅困難者対策を進める。	◇帰宅困難者対策啓発のためホームページを作成 ◇帰宅支援ステーションが拡大（1,362店舗(H21)→1,545店舗(H25)） ◇京都市で観光客、ターミナル、事業所における帰宅困難者対策を促進 ◆各市町村の地域防災計画に帰宅困難者対策の規定が少数（11市町村(H25.5)） ◆各市町村の帰宅困難者対策を促進することが必要
241	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者を拡大する	■	■	■	■	■		
242	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを啓発する	■	■	■	■	■		
243	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発する	■	■	■	■	■		
5-1-7 二次災害を予防する								
244	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する	■	■	■	■	■	府・市町村は、余震等による建築物倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物の継続使用の可否を判断する被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施する体制を確立する。あわせて大気・公共用水域等の監視を強化するとともに、生活環境への影響及び拡大を防止する体制を確立する。また、災害危険情報（ガス供給施設等被害状況、河川堤防崩壊、環境モニタリングデータ等）の提供が的確にできる体制を整備する。	◇災害時における被災建築物応急危険度判定等について自治体間による職員応援体制が確立 ◆測定局の耐震化、非常用電源対策が必要 ◇道路通行規制情報を含め、災害危険情報を提供
245	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する	■	■	■	■	■		
246	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの処理計画の作成	■	■	■	■	■		
247	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ	■	■	■	■	■		
5-1-8 亡くなられた方への対策を行う								
248	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する	■	■	■	■	■	府・市町村及び警察は、地震被害による被災者、特に遺族の精神的な安定を図る上からも、迅速かつ的確な遺体検案、身元の確認、遺族等への遺体の引渡、埋火葬等に係る広域的な連携を強化する。	◇警察と京都市が連携した多数遺体取扱訓練を実施 ◆多数遺体に対応する全市町村での連携が不十分 ◆広域火葬計画を策定して市町村関係機関との連携体制を整備することが必要
249	○関係団体との応援体制を確保する	■	■	■	■	■		
5-2-1 被災者の生活物資を確保する								
250	○公的備蓄に流通備蓄を組み合わせ、経済的・効率的な京都府内の備蓄計画を策定する	■	■	■	■	■	府・市町村は、流通備蓄や公的備蓄を組み合わせるなど、平時から災害用備蓄物資の経済的・効率的な備蓄に努めるとともに、緊急支援物資等を迅速に確保できる体制を整備する。	◇府・市町村共同で公的備蓄を行う考え方を整理し、市町村に周知 ◇府では5ヶ年（H26～H30）で必要な備蓄を整備 ◆効率的に搬出できる備蓄倉庫を確保することが必要 ◆関西広域連合と整合を取りながら、救援物資等を含め迅速かつ効率的に避難所に搬送する仕組みを構築することが必要
251	○家庭内、企業内の備蓄の推奨についての啓発等の実施	■	■	■	■	■		
252	○関西広域の備蓄体制についての検討を進める	■	■	■	■	■		
253	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、市町村備蓄倉庫を整備する	■	■	■	■	■		
254	○府の備蓄倉庫を整備する	■	■	■	■	■		
255	○緊急輸送体制の確立に向け出勤事業者の選定方法をマニュアル化する	■	■	■	■	■		
256	○関西広域連合の備蓄計画（平成25年策定予定）と整合性を図り、備蓄を進める	■	■	■	■	■		
257	○物流団体・事業者と連携した物資集積配送体制を整備する	■	■	■	■	■		

5-2-2健康・衛生管理体制を確立する								
258	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・住民、避難者の健康管理体制の確保及び支援体制の強化 ・消毒剤等の確保及び支援体制の強化 ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化	■	■	■	■	■	府・市町村は、府民の健康管理や避難所等の衛生管理のために、保健師等による被災住民や避難者の健康管理、消毒剤等の確保を進めるとともに、衛生環境維持対策への支援体制の強化を図る。 また、家畜・放浪動物・危険動物の保護・収容体制を確立する。	◇被災地の衛生管理について、連年の風水害により実践活動を実施 ◇避難所の衛生管理のため研修会を実施、清掃・消毒に係る協定を締結 ◇避難所における食品衛生確保マニュアルを作成、説明会を開催 ◇災害時動物救護マニュアルを作成、市町村等と図上演習を実施、福知山市の動物園と特定動物の一時保護に関する協定を締結（見込み） ◇災害時メンタルケア対応マニュアルを作成
259	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■		
260	○ペット等の対応マニュアルを作成する	■	■	■	■	■		
261	○災害廃棄物処理計画を策定する	■	■	■	■	■		
262	○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る	■	■	■	■	■		
263	○被災者のメンタルケアの充実を図る	■	■	■	■	■		
264	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する	■	■	■	■	■		
5-2-3被災地の治安を守る								
265	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	■	■	■	■	■	警察による警備体制を充実・強化する。	◇平常時の取組として着実に実施 ◆避難所運営マニュアルと連携した災害時での取組について検討が必要
266	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 等	■	■	■	■	■		
5-2-4被災地における交通安全を確保する								
267	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備（交通監視カメラ及び交通規制表示板の整備）	■	■	■	■	■	道路管理者及び警察は、早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制を構築するとともに、交通安全施設の整備を進める。	◇交通監視用カメラ等の交通安全施設の整備を完了 ◆緊急通行車両に係る周知、災害時の交通規制計画の作成が必要
268	○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認 等	■	■	■	■	■		
268	○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認	■	■	■	■	■		
269	○放置車両の撤去に伴う民間団体との連携体制を強化する	■	■	■	■	■		
5-3-1安全な避難所を確保する								
270	○避難所の耐震化を進める（再掲）	■	■	■	■	■	市町村は、住まいを失った被災者等が、安全で安心な温かみのある避難生活を送れるよう、避難所の耐震化を進めるとともに、生活物資等の備蓄を行い、安全な避難所を確保する。	◇公共施設の耐震化は順調に進捗 【新たな課題】 ●市町村は、災害対策基本法改正を踏まえて、避難所を早急に指定することが必要 ●避難所等の位置情報をホームページで公開しているが、指定避難所を反映させるなど、住民に周知することが必要 ●関西広域連合で、府県を超えた広域避難ガイドラインを作成、広域避難体制の充実のためバス協会等との応援協定締結を協議中
271	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充やホテル等民間施設の活用について検討を進める	■	■	■	■	■		
5-3-2災害時に自立できる避難所を確保する								
272	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。	■	■	■	■	■	市町村は、ライフラインが復旧するまでの間、被災者が避難所で生活を維持できるよう、生活用水等の確保を進め、自立できる避難所を確保する。	◇応急給水体制を整備するとともに、必要に応じて浄水型水泳プール、電源照明車等を整備 ◇避難所に太陽光発電及び蓄電池等を整備中（府29施設、市町村33施設予定）
273	○自立できる避難所として太陽光発電などの検討を進める	■	■	■	■	■		
5-3-3安心・安全な避難所運営体制を確保する								
274	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備	■	■	■	■	■	市町村は、被災者が安心・安全な避難所生活を送れるよう、女性・高齢者・子ども等にも配慮した避難所運営マニュアルを作成する。 また、高齢者・障害者等の災害時要配慮者を対象とする福祉避難所（一般避難所内の福祉避難室を含む）の整備やペットの対応についても検討を進める。	◇府は福祉避難コーナー設置ガイドライン、男女共同参画ガイドラインをそれぞれ作成 ◇全市町村で福祉避難所を設置（389箇所（H25）） ◆市町村は避難所運営マニュアルの整備が必要 ◆公立小・中学校では発災時に避難所となる場合が多いことから、避難所運営マニュアルに基づく初動対応訓練の実施等を通じて、地域との連携体制に向けた取組を強化することが必要 ※連携体制が図られている割合（小学校）56.8%（H24）
275	○避難所運営マニュアルを作成する	■	■	■	■	■		
276	○避難所における要配慮支援を進める	■	■	■	■	■		
277	○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する	■	■	■	■	■		
278	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを作成し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う	■	■	■	■	■		

5-4-1 基幹的社会基盤の応急復旧を行う								
279	○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する	■	■	■	■	■	府・市町村は、災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を構築するとともに、あらかじめ災害廃棄物の仮置き場となる場所の選定、アスベスト飛散防止対策、フロン回収・処理体制の整備等、災害廃棄物処理に関する計画を策定する。 さらに、鉄道及びライフライン事業者、道路管理者は、必要となる人材確保や資機材の配備等、復旧体制を強化し、事業継続計画の策定に努める。	◇災害時応援協定締結企業によるネットワーク会議を継続的に開催 ◇鉄道及びライフライン事業者等は、復旧体制が強化されており、事業継続計画の策定が進捗 ◆災害廃棄物処理計画が9市町村で未策定 ◆市町村の水道震災行動マニュアルの内容の確認が必要
280	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める	■	■	■	■	■		
281	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する(H21年9月改訂)(再掲)	■	■	■	■	■		
282	○「市町村等水道震災対策行動マニュアル策定指針」(H21年9月改訂)を改善する	■	■	■	■	■		
283	○ライフライン施設の復旧体制を整備する	■	■	■	■	■		
284	○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する <近畿地方整備局>	■	■	■	■	■		
285	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する	■	■	■	■	■		
286	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行えるよう初動対応訓練等を実施し、体制を確保する	■	■	■	■	■		
5-4-2 基幹的社会基盤の代替機能を確保する								
287	○応急給水(井戸水を利用など)の確保体制を整備する	■	■	■	■	■	府・市町村及びライフライン事業者は、電気、ガス、上・下水道等の府民生活を支える基幹的社会基盤が寸断しても、府民生活が最低限維持できるよう、応急給水(井戸水を利用など)の確保、利用可能なトイレの確保、臨時し尿収集・処理体制の確保、代替交通機関の確保等代替機能を確保する。	◇応急給水体制は整備 ◇応援協定により、臨時し尿収集・処理体制を確保 ◆府から示した公的備蓄の考え方に沿って、各市町村でトイレを整備中 ◆代替交通機関の確保は各ライフライン事業者により検討
288	○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■		
289	○京都府地震防災事業緊急五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する	■	■	■	■	■		
290	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電源車の整備等	■	■	■	■	■		
291	○移動機・充電器の貸出 <KDDI>	■	■	■	■	■		
5-5-1 家庭生活を再建する								
292	○被災者の支援体制の整備を進める ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度(労働者資金貸付金)の実施 ・被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行	■	■	■	■	■	府・市町村は、地震災害により被害を受けた府民が、その痛手から速やかに再起できるよう、被害認定(家屋被害状況調査、り災証明書発行等)、生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の被災者の支援制度の整備を進める。	◇京都府南部豪雨及び平成25年台風第18号により被災者支援を実践 【新たな課題】 ●災害対策基本法改正を踏まえ、全市町村でり災証明書の発行等を円滑に行うことが必要
293	○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する	■	■	■	■	■		
5-5-2 地域生活を再建する								
294	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化等を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・災害ボランティア活動の環境整備 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供 ・自主防犯活動に対する助言等	■	■	■	■	■	府・市町村は、地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、平時から地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動の環境整備、企業による地域貢献等の「共助」の推進を支援する。 また、被災した場合には、これら地域コミュニティを維持・活用し、復興のための組織を立ち上げるなど、復興まちづくりを支援する。	◇地域力再生プロジェクト支援交付金制度、地域防犯活動支援、地域の安心・安全サポート事業所登録制度等の推進により、地域コミュニティの強化に寄与
5-5-3 職業生活を再建する								
295	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	■	■	■	■	■	府・市町村並びに企業は、職業生活を再建するため、地震災害による離職者等の把握に努め、被災者の雇用の維持や雇用相談窓口を設置するなど雇用対策等の整備を図る。	◇京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークを整備 ◇職安で離職者を把握 ◇京都労働相談所で労働相談を実施

6 京都らしさを保った復興を実現する								
6-1-1 観光客を保護する								
296	○災害時における観光客保護対策を進める	■	■	■	■	■	府・市町村及び観光事業者等は、観光客に対する避難場所の確保、情報提供等、帰宅困難者支援体制を整備し、観光客の安全を確保する。	◇府地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策を規定(H24.3) ◇府も参画しながら、京都市において観光客帰宅困難者対策を進め、2地区において避難誘導計画を作成 ◆各市町村の地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策の規定が少数(11市町村(H25.5)) 【新たな課題】 ●京都市等一部市町村で取り組まれているが、海の京都など広域観光の振興により観光客等の流入が見込まれるため、市町村での取組拡大が必要
297	○観光客の避難誘導や一時滞在体制を構築する	■	■	■	■	■		
298	○観光客・帰宅困難者対策について、関西広域連合で検討を進める	■	■	■	■	■		
299	○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する	■	■	■	■	■		
300	○エリアメール導入の検討を進める【再掲】	■	■	■	■	■		
6-1-2 観光産業を再興する								
301	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、観光関連産業の早期復興を目指し、各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、風評被害対策を事前に検討し対策案を作成する。	◇府地域防災計画に風評被害対策を規定(H24.3)し、対策方針を作成 ◇平成25年台風第18号で被災の観光地ににぎわい回復事業を実施
6-2-1 伝統・文化を守る								
302	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める	■	■	■	■	■	文化財等の所有者は、建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策、消火設備の設置を進め、府・市町村は、文化財(有形・無形)のデータベース化を推進する。 また、復興に当たって、府・市町村及び文化財等の所有者は、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、並びに史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化を守り、継承することに留意する。	◇防災対策マニュアルを作成・周知して、文化財所有者による文化財保護対策を促進 ◇文化財データベースを整備し、所有者及び関係機関で情報共有、一部市町村でデータベースを活用した実践的な訓練を実施(3市) ◇文化財防火運動が定着 ◇若手職人を育成し、伝統産業の継承に取組み ◆文化財の保存修理は長期的な取組が必要
303	○文化財防災対策マニュアルを策定し(連絡体制整備を含む)、所有者等へ周知する	■	■	■	■	■		
304	○文化財データベースを整備し、府・市町村等の情報の共有化を図る	■	■	■	■	■		
305	○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定	■	■	■	■	■		
306	○文化財の耐震化、防火対策等を進める	■	■	■	■	■		
307	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、文化財の保護、修理、防災対策を総合的に推進	■	■	■	■	■		
308	○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る	■	■	■	■	■		
7 京都経済・活力を維持する								
7-1-1 京都全体のBCPを進める								
309	○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる検討会議を開催し、「京都BCP」を策定する(復興計画・資金の準備等含む)					■	【参考】 <H24見直し前6-2-2> 復興に当たって、府・市町村は、これら大学・企業等の相互援助体制の確立等の方法を工夫して京都からの流出を防ぎ、新たな産業創造を検討するなど、知的集約化を考慮した復元・復興計画を策定する。 <H24見直し前7-1-1> 企業、府・市町村は連携し、事業所等の施設の耐震化や設備・家具の固定、事業の再建に必要な資金の円滑な融通をはじめとする各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、災害時に可能な限り短時間で業務を再開できるよう防災計画や事業継続計画を策定し、事業継続体制を確立する。 また、企業は、就業時間中に発災した場合には、多くの帰宅困難者が発生するため、従業員や顧客等が滞在可能な環境整備や家族等の安否確認体制の構築等帰宅困難者への支援体制の強化を進める。 <H24見直し前7-2-1> 大学、府・市町村は連携して、大学施設の耐震化、防災計画や業務継続計画の策定(相互協力による対応を含む。)、教職員・学生の安全確保等、業務継続体制の確立に努める。 また、学生等のマンパワーは早期復興に大いに期待されることから、学生ボランティアとの連携の強化等府・市町村、地域、大学の協力体制を確立する。	◇京都BCP検討会議を開催し、京都BCP行動指針を策定 ◇京都BCP推進会議を開催し、連携型BCPの取組や個別企業BCP策定支援の取組の方向性を決定 【新たな課題】 ●京都BCPの推進について、 ・連携型BCPの取組として、災害時の情報共有体制やリエゾン派遣の手順確立など、 ・個別企業BCP策定支援に向けた取組として、BCP策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会の実施など、 ・中長期的な取組として、BCP策定企業に対する認証制度創設などの検討、実施が必要 【参考】 ◆大学と連携した京都BCPについては今後の課題 ◇大学と連携し、学生ボランティアによる消防活動についてモデル的に検討
310	○企業における防災体制を強化する	■	■	■	■	■		
311	○企業における事業継続体制を確保する <中堅企業の策定率51%(H26)>	■	■	■	■	■		
7-2-1 地域の活力を維持する								
312	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進	■	■	■	■	■	府・市町村は、ボランティア、NPO等地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、地域の産業や生活コミュニティの維持・継続・再建に向け、支援する体制の整備に努める。	◇地域力再生プロジェクト支援事業交付金等の推進により、地域コミュニティの強化を促進 ◇平成22年度雪害や平成25年台風第18号では緊急枠を設置して地域の災害復旧の取組をさらに強化